

# 宮城県公報

令和8年3月31日（火）  
号外第16号

## 目次

### 規則

- 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 23 号

### 行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(課室の設置)		(課室の設置)	
第9条 [略]		第9条 [略]	
部	課又は室	部	課又は室
[略]	[略]	[略]	[略]
環境生活部	環境生活総務課、環境政策課、環境対策課、自然保護課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室、消費生活・文化課、共同参画社会推進課	環境生活部	環境生活総務課、環境政策課、 <u>次世代エネルギー一室</u> 、環境対策課、自然保護課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室、消費生活・文化課、共同参画社会推進課
[略]	[略]	[略]	[略]
水産林政部	水産林政総務課、水産林業政策室、水産業振興課、水産業基盤整備課、漁港整備推進室、林業振興課、森林整備課	水産林政部	水産林政総務課、水産林業政策室、水産業振興課、水産業基盤整備課、漁港整備推進室、林業振興課、 <u>全国育樹祭推進室</u> 、森林整備課
[略]	[略]	[略]	[略]
(総務部各課室の分掌事務)		(総務部各課室の分掌事務)	
第11条 [略]		第11条 [略]	
秘書課～県政情報・文書課 [略]		秘書課～県政情報・文書課 [略]	
私学・公益法人課		私学・公益法人課	
(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。） <u>、</u> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人		(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） <u>及び</u> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の	

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）により知事の権限に属する事務に関すること。

(2) 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託に関する法律附則第2条第2項に規定する旧法公益信託に係る許可及び監督に関する事務の連絡調整に関すること。

(3)～(6) [略]

広報課～管財課 [略]

（復興・危機管理部各課室の分掌事務）

第11条の2 [略]

復興・危機管理総務課 [略]

復興支援・伝承課

(1)～(4) [略]

(5) みやぎ東日本大震災津波伝承館の展示に関すること。

(6)～(9) [略]

防災推進課～原子力安全対策課 [略]

（企画部各課室の分掌事務）

第12条 [略]

企画総務課～産業デジタル推進課 [略]

地域振興課

(1)～(9) [略]

(10) 構造改革特別区域計画、国家戦略特別区域に係る計画及び地域再生計画の調整に関すること。

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）により知事の権限に属する事務に関すること。

(2) 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の連絡調整に関すること。

(3)～(6) [略]

広報課～管財課 [略]

（復興・危機管理部各課室の分掌事務）

第11条の2 [略]

復興・危機管理総務課 [略]

復興支援・伝承課

(1)～(4) [略]

(5)～(8) [略]

防災推進課～原子力安全対策課 [略]

（企画部各課室の分掌事務）

第12条 [略]

企画総務課～産業デジタル推進課 [略]

地域振興課

(1)～(9) [略]

(10) 構造改革特別区域計画及び地域再生計画の調整に関すること。

(11)～(18) [略]

スポーツ振興課～統計課 [略]

(環境生活部各課室の分掌事務)

第13条 [略]

環境生活総務課

(1) 環境生活行政の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入促進に関する  
こと。

環境政策課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) 再生可能エネルギーの導入に関すること。

(10) 脱炭素燃料の導入に関すること。

環境対策課・自然保護課 [略]

食と暮らしの安全推進課

(1)～(10) [略]

(11) 狂犬病予防に関すること。

(12)～(21) [略]

(11)～(18) [略]

スポーツ振興課～統計課 [略]

(環境生活部各課室の分掌事務)

第13条 [略]

環境生活総務課

環境生活行政の総合的な企画及び調整に関すること。

環境政策課

(1)～(7) [略]

(8) 資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。

(9) [略]

(10) 再生可能エネルギーの導入に関すること (次世代エネルギー  
室の所管に属するものを除く。)

次世代エネルギー室

(1) 脱炭素燃料の導入に関すること。

(2) 地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入促進に関する  
こと。

環境対策課・自然保護課 [略]

食と暮らしの安全推進課

(1)～(10) [略]

(11) 狂犬病の予防及び飼犬取締りに関すること。

(12)～(21) [略]

循環型社会推進課～放射性物質汚染廃棄物対策室 [略]

消費生活・文化課

(1)～(17) [略]

(18) 県民会館、県立劇場及び慶長使節船ミュージアムに関する  
こと。

共同参画社会推進課

(1)～(11) [略]

(12) 民間非営利活動プラザ及びみやぎNPOプラザに関する  
こと。

(保健福祉部各課室の分掌事務)

第14条 [略]

保健福祉総務課～障害福祉課 [略]

精神保健推進室

(1)・(2) [略]

(3) 発達障害に関すること (発達障害者支援センターの運営に関  
するものを除く。)。

(4) [略]

薬務課・国保医療課 [略]

(水産林政部各課室の分掌事務)

第17条 [略]

水産林政総務課～漁港整備推進室 [略]

林業振興課

(1)～(14) [略]

循環型社会推進課～放射性物質汚染廃棄物対策室 [略]

消費生活・文化課

(1)～(17) [略]

(18) 県民会館及び慶長使節船ミュージアムに関する  
こと。

共同参画社会推進課

(1)～(11) [略]

(12) 民間非営利活動プラザに関する  
こと。

(保健福祉部各課室の分掌事務)

第14条 [略]

保健福祉総務課～障害福祉課 [略]

精神保健推進室

(1)・(2) [略]

(3) 発達障害に関すること (子ども総合センターの所管に係るも  
のを除く。)。

(4) [略]

薬務課・国保医療課 [略]

(水産林政部各課室の分掌事務)

第17条 [略]

水産林政総務課～漁港整備推進室 [略]

林業振興課

(1)～(14) [略]

(15) 林道に関すること。

(15)～(18) [略]

森林整備課

(1) 森林整備及び林業種苗に関すること。

(2)～(8) [略]

(土木部各課室の分掌事務)

第18条 [略]

土木総務課～都市環境課 [略]

建築宅地課

(1)～(19) [略]

(20) マンションの管理の適正化の推進、再生等の円滑化に関する  
こと。

住宅課～設備課 [略]

(庶務担当課等)

第21条の4 [略]

部	課	室
[略]	[略]	[略]
環境生活部		
	廃棄物対策課	[略]
[略]	[略]	[略]
水産林政部	[略]	[略]
	水産業基盤整	[略]

(16)～(19) [略]

全国育樹祭推進室

第48回全国育樹祭の開催に関すること。

森林整備課

(1) 森林整備(林道に関するものを除く。)及び林業種苗に関する  
こと。

(2)～(8) [略]

(土木部各課室の分掌事務)

第18条 [略]

土木総務課～都市環境課 [略]

建築宅地課

(1)～(19) [略]

(20) マンションの管理の適正化の推進、建替え等の円滑化に関する  
こと。

住宅課～設備課 [略]

(庶務担当課等)

第21条の4 [略]

部	課	室
[略]	[略]	[略]
環境生活部	<u>環境政策課</u>	<u>次世代エネルギー室</u>
	廃棄物対策課	[略]
[略]	[略]	[略]
水産林政部	[略]	[略]
	水産業基盤整	[略]

	備課	

2・3 [略]

(職及び職務)

第22条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

担当課長	組織	職務
[略]	[略]	[略]
原子力防災 対策担当課 長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
地域鉄道担 当課長	[略]	[略]
環境生活調 整担当課長	環境生活総 務課	上司の命を受け、環境生活行政の総合的な企画及 び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監 督する。
[略]	[略]	[略]

(2) [略]

4～7 [略]

(公文書館)

	備課	
	林業振興課	全国育樹祭推進室

2・3 [略]

(職及び職務)

第22条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

担当課長	組織	職務
[略]	[略]	[略]
原子力防災 対策担当課 長	[略]	[略]
全国知事会 担当課長	企画総務課	上司の命を受け、全国知事会等との調整に関する 事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
[略]	[略]	[略]
地域鉄道担 当課長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(2) [略]

4～7 [略]

(公文書館)

第31条の2 [略]

2 [略]

- (1) 公文書館条例（平成12年宮城県条例第132号）第2条第1項に規定する公文書館資料の保存、閲覧その他利用に関すること。
- (2) 公文書館条例第2条第1項に規定する公文書館資料の調査研究に関すること。
- (3) [略]

（県税事務所）

第32条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

- (1) 徴収金の賦課（自動車税に限る。）及び徴収に関すること。
- (2) 自動車税の賦課に関する検査及び犯則取締りに関すること。
- (3)～(6) [略]

7 [略]

- (1) 自動車税の申告書の審査及び受理に関すること。
- (2) 自動車税に係る徴収金の徴収に関すること。
- (3)・(4) [略]

（保健環境センター）

第31条の2 [略]

2 [略]

- (1) 歴史的価値を有する公文書その他の記録の保存、閲覧その他利用に関すること。
- (2) 歴史的価値を有する公文書その他の記録の調査研究に関すること。
- (3) [略]

（県税事務所）

第32条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

- (1) 徴収金の賦課（自動車税の種別割に限る。）及び徴収に関すること。
- (2) 自動車税の種別割の賦課に関する検査及び犯則取締りに関すること。
- (3)～(6) [略]

7 [略]

- (1) 自動車税の種別割及び環境性能割並びに地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割（以下この項において「自動車税等」という。）の申告書の審査及び受理に関すること。
- (2) 自動車税等に係る徴収金の徴収に関すること。
- (3)・(4) [略]

（保健環境センター）

第35条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

企画総務部

(1)～(6) [略]

(7) 気候変動適応センターに関すること。

(8) [略]

微生物部～水環境部 [略]

5 [略]

(動物愛護センター)

第38条 動物の愛護及び適正な飼養に係る知識の普及啓発、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき収容した動物の管理等を行うため、動物愛護センターを設置する。

2 [略]

3 [略]

(1) 動物の愛護及び適正な飼養に係る知識の普及啓発に関すること。

(2) 動物の愛護及び管理に関すること。

(3) 狂犬病予防に関すること（塩釜保健所の所管区域（岩沼支所の事業担当区域を除く。）に係るものに限る。）。

(4)・(5) [略]

第35条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

企画総務部

(1)～(6) [略]

(7) 環境情報センター及び気候変動適応センターに関すること。

(8) [略]

微生物部～水環境部 [略]

5 [略]

(動物愛護センター)

第38条 動物の愛護及び適正な飼養に係る知識の普及啓もう並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき収容した動物の管理等を行うため、動物愛護センターを設置する。

2 [略]

3 [略]

(1) 動物の愛護及び適正な飼養に係る知識の普及啓もうに関すること。

(2) 犬、猫等の動物の管理、譲渡及び処分に関すること。

(3) 負傷動物の治療に関すること。

(4) 捕獲犬の抑留に関すること（塩釜保健所の所管区域（岩沼支所の所管区域を除く。）において捕獲した犬に限る。）。

(5)・(6) [略]

(保健所)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1)～(37) [略]

(38)～(64) [略]

6 前項の所掌事務のうち、地域保健福祉部の分掌事務は同項第11号から第19号まで、第20号（栄養及び健康に係るものに限る。）及び第21号から第31号までに掲げる事務とし、環境衛生部の事務は、同項第20号（栄養及び健康に係るものを除く。）及び第32号から第64号までに掲げる事務とする。

7 [略]

(1) 医師、歯科医師その他保健医療関係者に関すること（免許に係るものに限る。）。

(2)～(4) [略]

(5) 性の保健に関すること。

(6) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（塩釜保健所黒川支所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(保健所)

第41条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1)～(37) [略]

(38) 飼犬取締りに関すること。

(39)～(65) [略]

6 前項の所掌事務のうち、地域保健福祉部の分掌事務は同項第11号から第19号まで、第20号（栄養及び健康に係るものに限る。）及び第21号から第31号までに掲げる事務とし、環境衛生部の事務は、同項第20号（栄養及び健康に係るものを除く。）及び第32号から第65号までに掲げる事務とする。

7 [略]

(1) 地域医療（へき地医療を含む。）及び救急医療に関すること。

(2) 死体の解剖及び保存に関すること。

(3) 病院、診療所その他医療機関に関すること。

(4) 医師、歯科医師その他保健医療関係者に関すること（大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあっては、免許に係るものに限る。）。

(5) 生活習慣病予防に関すること。

(6) がん対策の推進に関すること。

(7) 歯科保健に関すること。

(8)～(10) [略]

(11) 性の保健に関すること（大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所に限る。）。

(12) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

(昭和25年法律第123号) 第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出に係るものを除く。)。

(7)～(13) [略]

(14) 食品表示基準に関すること（原材料、原産地その他食品の品質に係るもの並びに栄養及び健康に係るものを除く。）。

(15)～(20) [略]

(21)～(47) [略]

8 前項の規定にかかわらず、塩釜保健所黒川支所にあつては、同項第36号から第47号までに掲げる事務を分掌しないものとする。

9 第7項の規定にかかわらず、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては、同項第19号から第21号まで、第36号から第44号まで及び第47号に掲げる事務を分掌しないものとする。

(子ども総合センター)

第47条 [略]

2 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 発達障害に関すること（発達障害者支援センターの運営に関するものに限り、かつ、精神保健福祉センターの所管に属するものを除く。）。

(8)・(9) [略]

3 [略]

(13)～(19) [略]

(20) 食品表示基準に関すること（塩釜保健所岩沼支所及び塩釜保健所黒川支所にあつては原材料、原産地その他食品の品質に係るものを、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては原材料、原産地その他食品の品質に係るもの並びに栄養及び健康に係るものを除く。）。

(21)～(26) [略]

(27) 飼犬取締りに関すること。

(28)～(54) [略]

8 前項の規定にかかわらず、塩釜保健所黒川支所にあつては、同項第43号から第54号までに掲げる事務を分掌しないものとする。

9 第7項の規定にかかわらず、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所にあつては、同項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第25号から第28号まで、第43号から第51号まで及び第54号に掲げる事務を分掌しないものとする。

(子ども総合センター)

第47条 [略]

2 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 発達障害に関すること（発達障害者支援センターの運営に関することに限る。）。

(8)・(9) [略]

3 [略]

(精神保健福祉センター)

第55条 [略]

2 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 発達障害に関すること（発達障害者支援センターの運営（成人期に関するものに限る。）に関するものに限る。）。

(11)～(13) [略]

3 [略]

(地方振興事務所)

第63条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

地方振興事務所	部
[略]	[略]
宮城県気仙沼地方振興事務所	総務部、地方振興部、 <u>農業・農村振興部</u> 、水産漁港部、林業振興部

5～7 [略]

8 [略]

総務部

(1)～(23) [略]

(24) 収入証紙の返還に関すること。

(25)～(27) [略]

(精神保健福祉センター)

第55条 [略]

2 [略]

(1)～(9) [略]

(10)～(12) [略]

3 [略]

(地方振興事務所)

第63条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

地方振興事務所	部
[略]	[略]
宮城県気仙沼地方振興事務所	総務部、地方振興部、 <u>農業振興部</u> 、 <u>農業農村整備部</u> 、水産漁港部、林業振興部

5～7 [略]

8 [略]

総務部

(1)～(23) [略]

(24) 収入証紙の返還及び交換に関すること。

(25) 収入証紙の受払いに関すること（仙台地方振興事務所を除く。）。

(26)～(28) [略]

地方振興部

(1)～(14) [略]

(15) [略]

農業振興部～林業振興部 [略]

農業・農村振興部

農業振興部の分掌事務の項及び農業農村整備部の分掌事務の項に掲げる事務

9 [略]

総務部

(1)～(22) [略]

(23) 収入証紙の返還に関すること。

(24)～(26) [略]

地方振興部～農業農村整備部 [略]

林業振興部

(1)～(15) [略]

(16) 保安林に関すること（国有林内の立木伐採等の協議及び保安林の整備に係るものを除く。）。

(17) [略]

(18) [略]

地方振興部

(1)～(14) [略]

(15) 復興に関する宮城復興局等との連絡調整に関すること（東部地方振興事務所に限る。）。

(16) みやぎ東日本大震災津波伝承館の展示に関すること（東部地方振興事務所に限る。）。

(17) [略]

農業振興部～林業振興部 [略]

9 [略]

総務部

(1)～(22) [略]

(23) 収入証紙の返還及び交換に関すること。

(24) 収入証紙の受払いに関すること。

(25)～(27) [略]

地方振興部～農業農村整備部 [略]

林業振興部

(1)～(15) [略]

(16) 保安林に関すること（国有林内の立木伐採等の協議に係るものを除く。）。

(17) [略]

(18) 治山事業（防災林に係るものを含む。）に関すること。

(19) [略]

(20) 林道に関すること。

(19)～(21) [略]

別表第2（第101条関係）

名称	担任する事務	課
法令によるもの		
[略]	[略]	[略]
宮城県公益認定等委員会	認定法、整備法及び公益信託に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
宮城県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項の規定による同条第3項に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項の調査及び審議に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
条例によるもの		
[略]	[略]	[略]
宮城県環境生活部指定管理者選定委員会	環境生活部が所管する公の施設（県民会館、民間非営利活動拠点施設、県立劇場及びみやぎNPOプラザを除く。）を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
宮城県民会館指定管理者選定委員会	[略]	[略]

(21)～(23) [略]

別表第2（第101条関係）

名称	担任する事務	課
法令によるもの		
[略]	[略]	[略]
宮城県公益認定等委員会	認定法及び整備法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
宮城県固定資産評価審議会	地方税法第401条の2第2項の規定による同条第3項に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項の調査及び審議に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
条例によるもの		
[略]	[略]	[略]
宮城県環境生活部指定管理者選定委員会	環境生活部が所管する公の施設（県民会館及び民間非営利活動拠点施設を除く。）を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。	[略]
[略]	[略]	[略]
宮城県民会館指定管理者選定委員会	[略]	[略]

宮城県立劇場	県立劇場及びみやぎNPOプラザを管理	消費生活・文化			
指定管理者選	させる指定管理者に指定しようとするも	課及び共同参画			
定委員会	の選定に関すること。	社会推進課			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県精神保	精神保健及び精神障害者福祉に関する法		宮城県精神保	精神保健及び精神障害者福祉に関する法	
健福祉審議会	律第9条の規定による精神保健及び精神	[略]	健福祉審議会	律（昭和25年法律第123号）第9条の規定	[略]
	障害者の福祉に関する事項についての調			による精神保健及び精神障害者の福祉に	
	査審議及び知事に対する意見の具申に関			関する事項についての調査審議及び知事	
	すること。			に対する意見の具申に関すること。	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
法令及び条例によるもの			法令及び条例によるもの		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。